

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	14	府 省 庁 名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（国民健康保険税）		
要望項目名	国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ①国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額 ②国民健康保険税に係る軽減措置の判定基準となる金額 ・ 特例措置の内容 ①国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の見直しを行う。 ②国民健康保険税に係る軽減措置の判定基準となる金額について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。		
関係条文	地方税法施行令第56条の88の2 地方税法施行令第56条の89第1項並びに第2項第2号ロ及びハ		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の判定基準となる金額を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る。 (2) 施策の必要性 国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、保険税の課税限度額の見直しを行うとともに、国民健康保険税に係る軽減措置の判定基準となる金額について、経済動向等を考慮して見直す必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	—		
		ページ	14— 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標 9－1 データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
	政策の達成目標	国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の判定基準となる金額を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和３年４月１日からの恒久措置。
	同上の期間中の達成目標	国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の判定基準となる金額を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る。
有効性	政策目標の達成状況	—
	要望の措置の適用見込み	—
相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の判定基準となる金額を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減が図られる。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の判定基準となる金額を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性及び中低所得層の保険税負担の軽減を図ることが可能である。
ページ		14—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	①課税限度額については、「医療保険制度改革骨子」（平成 27 年 1 月 13 日）において、被用者保険の仕組みとのバランスを考慮しつつ、段階的に引き上げることとされた。 これを踏まえ、令和 2 年度においては、基礎課税額を 61 万円から 63 万円に、介護納付金課税額を 16 万円から 17 万円に見直す要望を行い、見直しを実施した。 ②低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定の基準となる金額の見直しについては、例年、消費者物価など経済動向を踏まえて見直しの必要性を検討している。 令和 2 年度においては、2 割軽減の軽減判定の基準を 51 万円から 52 万円に、5 割軽減の軽減判定の基準を 28 万円から 28.5 万円に見直す要望を行い、見直しを実施した。
ページ	14—3